

東海市農政協議会会議録

1 会議名 令和8年度東海市農政協議会（第1回）

2 議 題

協議事項

(1) 会長選出及び職務代理者の選出について

報告事項

(1) 農業振興地域整備計画について

(2) 地域計画について

(3) その他

3 開催日時 令和8年（2026年）7月29日（水）

午後2時～3時

4 開催場所 市役所 地下大会議室

5 出席者

(1) 委 員

樫直子、久野光洋、樫春雄、佐治力、山中すみ江、加藤紀子、
福田光太郎、久野兼幸、渡邊和夫、板野浩美 計10人

(2) 事務局

環境経済部長 河田明、環境経済部農務課長 濱田融、
同主幹 土田将康、同主任 榊原真梨子、服部堅太

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴者数 0人

8 発言内容

【濱田農務課長】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和8年度第1回目の東海市農政協議会を開催いたします。本日の会議が本年度1回目ですので、会長の選出まで、私、農務課長の濱田が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。なお、この会議は審査会等の会議公開制度に基づき公開で進めさせていただきますことも併せてご報告いたします。ここからは着座で失礼いたします。 本日の委員10名中10名が出席しており、東海市農政協議会設置要項第6条第2項に基づく開会の定数に

達しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、次第 1、委員辞令交付でございます。委員の皆様には、本日から令和 9 年 3 月 31 日まで東海市農政協議会委員を委嘱させていただきますので、よろしくお願いいたします。 また、皆様の机に委嘱状を置いてございますので、これをもって辞令交付とさせていただきます。 それでは、各委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。

(名簿に沿って委員自己紹介)

(事務局自己紹介)

続きまして、開会にあたり、河田環境経済部長から挨拶を申し上げます。

【河田環境経済部長】

改めまして、皆さんこんにちは。東海市環境経済部長、河田でございます。 本日はご多忙の中、令和 8 年度第 1 回東海市農政協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 また、皆様には日頃から本市農業政策のみならず、市政全般にわたりましてご理解、ご協力いただくとともに 農政協議会委員にご就任いただき、厚く御礼申し上げます。 さて、本市の農業を取り巻く情勢につきましては、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増大、農業資材等の高騰など、依然として厳しい状況が続いております。市としましても、今年度新たに高温対策用資材購入補助を実施するなど、引き続き皆様方とともに、魅力ある持続可能な農業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。委員の皆様には、それぞれの専門的な立場から忌憚のないご意見を頂戴するとともに、今後とも本市農業政策へのご支援ご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【濱田農務課長】

それでは、次第 3、協議事項の(1)、会長選出及び職務代理者の指名についてでございますが、本協議会設置要項第 4 条第 1 項に基づき、会長は委員の互選により定めることとなっております。慣例によりまして、東海市農業委員会会長の久野光洋委員にお願いしたいと思いますが、ご異議は、ございませんでしょうか。

(委員一同異議なし)

【濱田農務課長】

ありがとうございました。ご異議なしと認め、久野光洋委員にこの協議会の会長をお願いいたします。 それでは、久野会長は会長席へ移動をお願いいたします。会長に

は以後の進行をよろしくお願いいたします。

【久野農政協議会会長】

協議会設置要項第4条第3項を踏まえ、会長職務代理者は私から指名させていただきます。あいち知多農業協同組合東海地域理事の久野兼幸委員を職務代理者として指名いたしますので、よろしくお願いいたします。久野委員は職務代理者の席へ移動をお願いいたします。

以上で協議事項(1)会長選出及び職務代理者の指名について」を終了します。

次に次第4 報告事項(1)「農業振興地域整備計画について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

【服部農務課主任】

(報告事項(1) 説明)

適正な土地利用及び農業生産の目標等、本市の農業振興を図るために農業振興地域整備計画があります。農業振興地域整備計画と聞いても、どんな内容であるのか、何をするための計画であるのか分かりにくいと思います。

今回は、農業振興地域整備計画制度について、全体的な内容を共有させていただきます。

A4 カラー刷りの資料1「農業振興地域整備計画制度」をご覧ください。

制度の目的は自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とします。

制度の仕組みは、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、

(1)農林水産大臣が、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて「農用地等の確保に関する基本指針」を策定します。

(2)都道府県知事が、農林水産大臣と協議し、基本指針に基づき「農業振興地域整備基本方針」を定め、これに基づき、都道府県知事は、農業振興地域を指定します。

本市においても、昭和47年度に愛知県知事が農業振興地域を指定し、令和7年12月末時点において、約1,125haの土地が農業振興地域に指定されています。

資料1-1（付図1号）をご覧ください。

この地図の青線で囲われている部分が農業振興地域となります。

もう一度資料 1 をご覧ください。

(3)指定を受けた市町村は、知事と協議し、農業振興地域整備計画を策定します。

本市においても、昭和 4 9 年度に「東海農業振興地域整備計画」を策定し、何度か計画の見直しを行いました。そして、昨年度に整備計画の変更をしました。

次に、農業振興地域整備計画についてご説明いたします。農業振興地域整備計画は、農業振興のための各種施策を計画的に実施するように 1 0 年先を見据え、策定します。

農業振興地域整備計画で定める事項等は、農用地利用計画を始め大きく分けて、9つの項目があります。

1 ページめくって下さい。

その中でも、農用地利用計画は、「集团的農用地」などの優良な農地の確保・保全をするために、農業上の利用を図るべき区域として農用地区域を設定し、その区域にある土地の農業上の用途区分を定めます。

再度資料 1－1（付図 1 号）をご覧ください。

この黄色の部分が農用地区域となります。

資料 1－2 をご覧ください。昨年度変更した「東海農業振興地域整備計画」になります。9つの項目を現状に合わせた最新の内容にしております。お時間のある時にご一読いただければと思います。

以上で説明を終わります。

(質疑)

【久野農政協議会会長】

農業振興地域内の農地は、こういった内訳になっているのでしょうか。

【服部農務課主任】

資料 1－2 の整備計画書の 2 ページにある一番上の表をご覧ください。この表には、農地の面積や比率が記載されています。農業振興地域内の土地の総面積は 1, 1 2 5 h a です。農用地としては 4 1 1 h a で、約 3 6 % が農用地として指定されています。農業振興地域内全ての農地が農用地に指定されているわけではありません。

【久野農政協議会会長】

資料１－２の先ほどと同じ表に、農業振興地域の令和１７年における目標の記載がありますが、農用地が大きく減少しています。市としてどのように考えているのでしょうか。

【河田環境経済部長】

都市計画マスタープランの中で、市として開発の構想があります。全てではないと思いますが、最大値として開発された場合を想定して記載されています。全ての地域の農地で開発を進めるのが難しい東海市の立地上、ある程度開発する部分は開発し、農地として守っていく部分は守っていくという考えがあります。この表の「目標」という書き方は、様式に合わせており、必ずしも１５７ha農用地を減らしたいという意味ではありません。都市計画マスタープランにあるものを反映させている状況です。

【久野農政協議会会長】

他にご質問もないようですので、報告事項(1) 「農業振興地域整備計画について」を終了します。

次に次第４ 報告事項(2)「地域計画について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

【服部農務課主任】

(報告事項(2) 説明)

ここ数年で地域計画という言葉を目にする機会が増えてきたとは思いますが、地域計画とはどういった計画であるのか、何をするための計画であるのか、分かりにくいと思います。今回は地域計画を策定することになった経緯や、計画全体について説明させていただきます。

お手元の資料２「地域計画について」をご覧ください。

地域計画とは、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するための計画であり、農地ひと筆ごとの将来の耕作者の計画を立てた目標地図を作成し、農地集積を加速させることを目的としています。

本市においても、令和7年3月31日に計画の策定をしています。

本市の地域計画は、北地区と南地区の2つに分けており、その中の農用地区域を対象エリアとしていますが、東海市都市計画マスタープランにおける新市街地候補ゾーンは対象エリアから除いています。

地域計画を策定したことにより、大きく2つの点が変更となっています。

1つ目は、農地の貸し借り制度が変更となり、これまでの相対契約（個人間契約）により権利設定されていたものが、農地中間管理機構を利用した権利設定へ統合されたことです。農地中間管理機構にて賃金の支払い等を行うため、安心して農地の貸し借りが可能となっています。

2つ目は、地域計画エリア内の農地において、農地以外の利用がされる場合に行われる転用等の手続きをする際、あらかじめ地域計画エリアから外す作業が必要になったことです。これにつきましては、手続きに影響を及ぼさないように、地域計画エリアの変更は可能となっています。

1ページめくって下さい。

現在の地域計画（目標地図含む）ですが、令和8年度末を目標に精度の向上を目指しています。土地改良工区内の農地の調査から始めており、引き続きエリア内全ての農地1筆ごとの意向調査を終えられるよう、アンケートを継続していきます。令和8年度は土地改良工区外の農地の調査を中心に進めていき、アンケートの再送等も検討し、より精度が向上するよう努めていきます。

資料2-1をご覧ください。アンケート調査の様式になります。アンケートが届いた場合には、ご協力をお願いするとともに、周りの方への協力呼びかけもお願いいたします。

資料2-2、2-3をご覧ください。

資料2-2が北地区、2-3が南地区になっています。

この各地区の地域計画に地域内の農業を担う者として一覧に農業者を位置づけ、それに基づき目標地図を作成しています。資料内の農業を担う者の氏名は伏せてあります。目標地図は枚数が多く、今回の資料には地図の一部しか載せておりませんので、市のホームページにてご確認ください。

目標地図では、4色を用いて地図の作成をしています。青色が自作希望農地、緑色が貸出希望農地、赤色が借用済み農地、橙色が借用予定農地となっています。

最後に令和7年度から農地の貸し借りの制度が変わっておりますので、資料2-4にて説明させていただきます。

資料上段の概要をご覧ください。農地の権利設定とは、農地の適切な維持管理や効率化・高度化の促進を目的とし、土地所有者（貸し手）と、別の農業者（借り手）が合意したうえで、借り手が農地を利用し、耕作を行う制度になります。この場合、補助金や雑草の管理といった一部の権利、義務は借り手が対象となります。記載のとおり農地及びそれに伴う義務や権利を貸し借りする制度になります。

貸し借りの方法は大きく分けて2種類あり、農地法3条による貸し借りと、農業経営基盤強化促進法による貸し借りになります。

資料左側をご覧ください。農地法3条における貸し借りについてかいつまんでご説明させていただきます。こちらは農地の権利移動規制が目的となっています。手続きが比較的難しいため、行政書士等に依頼される方が多く、貸し借りの期間に制限がないのが特徴です。解約には双方の合意が必要となるため、一方が合意せずにトラブルとなる可能性があります。

農業経営基盤強化促進法については、2種類の貸し借りがあります。資料真ん中及び右側をご覧ください。こちらは農地の有効利用、農地集積が目的となっており、手続きが軽易なのが特徴です。また、トラブルを回避するため、貸し借りの期間を設定する必要があります。これにより、期間終了時は自動的に貸し借りが終了します。権利設定に係る手続きは比較的簡単ですが、期間を設定する関係上、場合によっては何度も申請をしていただく必要があります。

令和6年度までは、資料右側の利用権設定を活用されている方が多数でしたが、法改正に伴い、こちらの設定方法が真ん中の方法に統合されました。ここからは、真ん中の農地中間管理機構を経由した権利設定方法をご説明いたします。

資料の裏面上部をご覧ください。ただ今申し上げましたとおり、法改正に伴い相対契約による利用権設定は申請ができなくなりました。続いて、資料の下部をご覧ください。基本的にはイメージのとおりですが、既存の利用権設定が期間終了前に無効となったわけではないので、設定期間中の農地については、引き続きご使用いただけます。

しかし、更新として再度申請する際は、中間管理機構を経由した形で権利設定し

ていただく形になりますのでご了承ください。

一枚めくってください。改正後の新たな注意点をご説明します。1点目ですが、この制度では、貸し手が農地を貸す相手、借り手が農地を借りる相手ともに農地中間管理機構になります。これにより、貸し借りにおけるお互いのリスクを軽減しています。

2点目については、記載のとおり書類が変更となっているため、ご注意ください。

3点目ですが、手続きに要する時間が1カ月程度伸びているためご注意ください。仮に10月中に受け付けた場合、権利設定がされるのは最速で来年の1月になります。あくまで何月に受理したかが基準になるため、10月1日に受け付けた書類と10月31日に受け付けた書類とで差異が生じることは基本的にありません。

4点目ですが、賃料が発生する場合、借り手は農協の口座が必要になります。また、引落としによる支払いが主となりますのでご注意ください。なお、貸し手の口座はどこでも問題ございません。

5点目については、繰り返しになりますが、既存の相対契約についても更新の際には農地中間管理機構を経由した貸し借りしかできませんのでご注意ください。

不明な点等があれば、気軽にお問い合わせください。

以上で説明を終わります。

(質疑)

【久野農政協議会会長】

目標地図の完成度はどのくらいでしょうか。

【服部農務課主任】

アンケート調査を3年やっており、平均して5割以上の回答をいただいています。エリアを絞り、2回目のアンケートを実施するのか等、精度を上げる取り組みを検討しています。

【久野農政協議会会長】

農地中間管理事業の賃料の支払いについて、借り手は農協の口座が必要となるのはなぜでしょうか。

【服部農務課主任】

農地中間管理事業の賃料支払い事務は、農地中間管理機構から農協に委託されています。そのため、借り手は農協の口座を持っていることが前提となっているそうです。

【久野農政協議会会長】

他にご質問もないようですので、報告事項(2)「地域計画について」を終了します。
次に次第4 報告事項(3)「その他」について事務局から説明をお願いします。

【榊原農務課主任】

(報告事項(3) 説明)

資料3について、ご説明いたします。

2025年6月1日から、労働者を雇用するすべての事業者が熱中症対策が義務付けられまして、農業者や農業法人も説明の対象となりました。特に7月から9月は夏の熱中症等声かけ期間とされておりますので、この場をお借りして説明をさせていただきます。

お手元の資料3「農作業における熱中症等対策研修資料」をご覧ください。

近年、夏季の農作業中の死亡事故が急増しており、夏場の高温による疲れによって、転落や草刈り作業中の事故の発生も増加しております。皆様十分にお気をつけください。

2ページ目では、熱中症が発生する仕組みと、その症状、分類が書かれております。

3ページ目では、具体的な事故の事例があり、ビニールハウス内や高所での作業中の事故などが書かれております。農作業を行う際は、暑さ指数といわれる気温、湿度、輻射熱（いわゆる日差し・照り返し）の三要素を組み合わせで計算された暑さ指標を確認していただきますようお願いします。

なお、暑さ指標は、環境省のHPで見ることができます。そちらにQRコードも載っておりますのでご活用ください。

4ページへお願いいたします。具体的な作業の目安や対策アイテムが紹介されて

おり、暑さ指数に応じて、作業の強度を変更したり、変更できない場合でも作業時間を朝夕の比較的涼しい時間にずらしたり、休憩、給水回数を増やす他、家族や周りの人との積極的な声の掛け合いもよろしくお願いいたします。

また、5 ページ目では、日ごろから熱中症に備えようということで、体が暑さに徐々に慣れ熱中症に強くなる適応である「暑熱順化」のことが書かれております。暑熱順化には、数日から数週間かかりますので暑さに慣れるまでは無理をせずこまめな休憩・水分補給・日陰の活用を心掛けてください。日常の健康管理としては、睡眠時間の確保や、作業前日の過度な飲酒を控えるなど対策が必要です。

6 ページへお願いします。熱中症を避ける農業へのシフトとしまして、近年のドローンや自動水管理装置などのスマート技術の導入や、直線的な動線と作業の単純化などが紹介されております。積極的に日々の作業に取り入れていただき、手間・時間を省き、心身の負担を楽にする方法の検討をお願いいたします。下にあるQRコードから活用可能な事業もご覧いただけますので是非ご活用ください。

7 ページ目には、熱中症が疑われる時の応急措置の方法が記載されています。対策を講じて熱中症にならないことが大切ですが、万が一、熱中症が疑われた場合は、体を冷やし、水分、塩分補給をしてください。少しでもおかしいと思ったら、無理せず休むことが重要となります。

頭痛や嘔吐、倦怠感など中等症以上となったときは、躊躇しないで119番通報にて救急を呼んでいただき、到着までの間は作業着を脱がせ、急速冷却し応急手当を行ってください。

企業等での具体的な取り組み例も下に書かれております。参考になさってください。

最後の8 ページ目をご覧ください。キャッチフレーズとして「いのちをうばう、夏のひとり作業」とされています。特に7月から9月までの熱中症声かけ期間には、家族や地域、職場で声を掛け合って命をまもりましょう。

これで説明を終わります。

資料3-1は農林水産省が作成した熱中症に関するチラシです。対策の周知方法としてのご活用をお願いします

次に資料3-2「高温対策補助事業」と記載された資料をご覧ください。昨今の猛暑による農作物への影響を踏まえ、今年度新たに設けた補助制度であり、高温対策

に用いる資材の購入及び設置に要する経費の一部を助成するものです。申請期限は、来年の令和9年の3月12日までとなっております。購入前には見積書のご提出、補助金内定後、領収書のご提出が必要になります。補助金活用を検討される場合は、購入前に一度農務課までご相談をお願いいたします。

資料3-3は令和8年度東海市農務課農業振興グループにおける補助金一覧になります。今年度も引き続き様々な補助メニューを通じて農業者の皆様に対する支援を行っていきます。お知り合いの方や周辺の方にもご周知いただきますようお願いいたします。

資料3-4は、クビアカツヤカミキリについてです。幼虫がサクラやウメ、モモ、スモモなどの樹木の中に入り込み樹の内部を食い荒らしてしまう外来昆虫です。近年、県内でクビアカツヤカミキリの被害が拡大しており、東海市内でも大池公園やその周辺の私有地において、桜の木の被害が確認されております。農業被害にもつながる可能性がありますので、見つけられた場合は、市役所の生活環境課もしくは農務課にご報告いただきますようお願いいたします。

報告事項の(3) その他の説明は以上とさせていただきます。

(質疑)

【久野農政協議会会長】

クビアカツヤカミキリに関して、関東では、実際に虫を捕獲し持ちこむと商品券がもらえる等の事業があると見聞きしましたが、市として、対策や事業は何かお考えでしょうか。

【河田環境経部長】

現在、知多市で梅の被害が確認されており、本市でも梅や桃の生産者の方がいらっしゃった場合、農作物被害に広がるといけないので、今市内の公共施設を全て調査しており、防虫体制を整えております。

また、商品券等の事業に関しては、不正に利用しようとする事例が懸念されるので、厳しいのが現状です。

【久野農政協議会会長】

他にご質問もないようですので、報告事項(3)「その他」を終了します。

最後に全体を通して、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

ないようですので、

以上をもちまして、第1回東海市農政協議会を終了いたします。皆様方のご協力により会議がスムーズに運営されたことに感謝申し上げて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

【濱田農務課長】

久野会長、ありがとうございました。事務局から連絡事項ですが、次回の協議会の開催につきましては、来年の2月頃を予定しております。委員の皆様には前もって開催通知を送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。また、本日の報償費等は、8月末頃に、指定されました金融機関の口座にお振込みさせていただきますので、ご確認お願いいたします。

本日はありがとうございました。

協議・報告事項を全て終了し、閉会。

令和8年（2026年）7月29日

会 長 久野 光洋